役員報酬規程

エフ・オー・イー・ジャパン

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人エフ・オー・イー・ジャパンの役員の報酬の支給の基準について定めることを目的とする。

(報酬及び費用の支給)

第2条 この法人は、常勤及び非常勤にかかわらず、役員報酬は一切支給しない。ただし、 旅費等の実費は支給することができる。

(補則)

第3条 この規程の変更および実施に関し必要な事項は、理事会において定める。

特定非営利活動法人FoE Japan 就業規則

第1章 総則

第1条(目的)

- 1. この就業規則(以下「規則」という。)は、労働基準法(以下「労基法」という。)第89条に基づき、特定非営利活動法人 FoE Japan(以下「法人」という。) の職員の就業に関する事項を定めるものである。
- 2. この規則に定めた事項のほか、就業に関する事項については、労基法その他の法令の定めによる。

第2条(適用範囲)

- 1. この規則は、特定非営利活動法人FoE Japanの職員に適用する。
- 2. 嘱託、アルバイト、インターン、ボランティアの就業に関する事項については、別に定めるところによる。
- 3. 前項については、別に定める規則に定めのない事項は、この規則を適用する。

第3条(規則の遵守)

1. 法人は、この規則に定める労働条件により、職員に就業させる義務を負う。 また、職員は、この規則を遵守しなければならない。

第2章 採用、異動等

第4条(職員の種類)

- 1. 当法人では、下記の種類の職員を総称して「職員」と呼ぶ。
 - ① 常勤職員:期間の定めのない契約により常勤(フルタイム)で雇用する者
 - ② 非常勤職員:期間の定めのない契約により非常勤(パートタイム)で雇用する者
 - ③ アルバイト:期間の定めのある契約により雇用され、補佐的業務に従事する者
 - ④ インターン:期間の定めのある契約により業務内容を限定して事業に従事する学生

第5条(採用手続)

- 1. 法人は、入社を希望する者の中から選考試験を行い、これに合格した者を採用する。
- 2. 就職希望者は次の書類を提出しなければならない。但し、法人が特に指示した場合は、提出書類の一部を省略することができる。
 - ① 履歴書
 - ② 職務経歴書
 - ③ その他法人が指定する書類

第6章 賃金

第40条(賃金の構成)

1. 賃金は、基本給、手当、割増賃金よりなる。手当は、役職手当、通勤手当、職務手当よりなり、割 増賃金は、時間外労働割増賃金、休日労働割増賃金、深夜労働割増賃金よりなる。

第41条(基本給)

1. 基本給は、本人の職務内容、技能、勤務成績、年齢等を考慮して各人別に決定する。

第42条(役職手当)

1. 役職手当は、役職のある者に対して支給する。

第43条(通勤手当)

1. 通勤手当は、月額3万円までの範囲内において、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

第44条(職務手当)

1. 職務手当は、コンピューターや語学、調査研究など特殊な業務を行った者に対して、職務の内容と量に応じて支給する。ただし、この手当を受けることを希望する職員は、法人に対して、職務の内容と量から算出される手当の額について、あらかじめ承認を受ける必要がある。

第45条(割增賃金)

- 1. 割増賃金は、次のとおりとする。
 - ① 時間外労働割増賃金(法定労働時間を超えて労働させた場合)・・・25%増し
 - ② 休日労働割増賃金(法定休日に労働させた場合)

・・・35%増し

③ 深夜労働割増賃金(午後10時から午前5時までの間に労働させた場合)・25%増し

第46条(休暇等の賃金)

- 1. 年次有給休暇の期間は、所定労働時間労働したときに支払われる通常の賃金を支払う。
- 2. 産前産後の休業期間、育児時間、生理休暇、母性健康管理のための休暇、育児・介護休業法に基づく育児休業期間、介護休業期間、子の看護休暇期間、裁判員等のための休暇の期間及び特別休暇のうちの不可抗力の天災・事故等による休暇の期間は、無給とする。
- 3. 慶弔休暇の期間は、第1項の賃金を支給する。
- 4. 第15条に定める休職期間中は、原則として賃金を支給しない。

第47条(臨時休業の賃金)

1. 法人側の都合により、所定労働日に職員を休業させた場合は、休業1日につき労基法第12条に

規定する平均賃金の6割を支給する。この場合において、1日のうちの一部を休業させた場合にあっては、その日の賃金については労基法第26条に定めるところにより、平均賃金の6割に相当する賃金を保障する。

第48条(欠勤等の扱い)

- 1. 欠勤、遅刻、早退及び私用外出については、基本給から当該日数又は時間分の賃金を控除する。
- 2. 前項の場合、控除すべき賃金の1時間あたりの金額の計算は以下のとおりとする。
 - ① 月給の場合

基本給:1か月平均所定労働時間数

(1か月平均所定労働時間数は下記の算式により計算する。)

月平均所定労働時間=(365日-1年の休日合計日数)×1日の所定労働時間÷12カ月

② 日給の場合

基本給-1日の所定労働時間数

第49条(賃金の計算期間及び支払日)

- 1. 賃金は、毎月末日に締め切って計算し、当月25日に支払う。ただし、支払日が休日に当たる場合は、その前日に繰り上げて支払う。
- 2. 前項の計算期間の中途で採用された職員又は退職した職員については、月額の賃金は当該 計算期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払う。
- 3. 第1項および第2項の規定にかかわらず、賃金の支払後に生じた割増または減額分については、翌月の支払日で清算する。

第50条(賃金の支払と控除)

- 1. 賃金は、職員に対し、通貨で直接その全額を支払う。
- 2. 前項について、職員が同意した場合は、職員本人の指定する金融機関の預貯金口座へ振込により賃金を支払う。
- 3. 次に掲げるものは、賃金から控除するものとする。
 - ① 源泉所得税
 - ② 住民税
 - ③ 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の保険料の被保険者負担分
 - 4 職員代表との書面による協定により賃金から控除することとしたもの

第51条(賃金の非常時払い)

- 1. 職員又はその収入によって生計を維持する者が、次のいずれかの場合に該当し、そのために職員 から請求があったときは、賃金支払日前であっても、既往の労働に対する賃金を支払う。
 - ① やむを得ない事由によって1週間以上帰郷する場合
 - ② 結婚又は死亡の場合

- ③ 出産、疾病又は災害の場合
- ④ 退職又は解雇により離職した場合

第52条(昇給)

1. 昇給は、法人の業績および職員の勤務成績等を勘案して行うことがある。ただし、その他やむを 得ない事由があるときは、この限りでない。

第53条(賞与)

1. 賞与は、法人の業績および職員の勤務成績等を勘案して支給することがある。

第7章 定年、退職及び解雇

第54条(定年等)

1. 職員の定年は定めない。

第55条(退職)

- 1. 職員が次のいずれかに該当するときは、退職とする。
 - ① 退職を願い出て法人から承認されたとき、または退職願を提出して14日を経過したとき
 - ② 期間を定めて雇用されている場合、その期間を満了したとき
 - ③ 第15条に定める休職期間が満了し、なお、休職事由が消滅しないとき
 - 4 死亡したとき
 - ⑤ 連絡がつかず、行方不明の状態にあるとき (本人との連絡がつかない状態が14日続いた場合、その翌日をもって退職扱いとする)
- 2. 前項第2号の規定にかかわらず、法人が必要とし、本人が希望する場合は、引続き契約更新 を行うことができる。
- 3. 第1項により職員が退職しようとする場合は、退職日の1カ月前までに事務局長に退職願を提出しなければならない。
- 4. 職員は、退職を願い出たのち退職について承認された場合、退職日までは、従前どおりの勤務をしなければならない。
- 5. 退職する者は、退職日までに業務の引継その他指示されたことを終了し、貸与または保管されている金品を返納しなければならない。
- 6. 職員が退職し、又は解雇された場合、その請求に基づき、使用期間、業務の種類、地位、賃金 又は退職の事由を記載した証明書を遅滞なく交付する。

第56条(解雇)

1. 職員が次のいずれかに該当するときは、解雇することがある。ただし、第62条第2項の事由に該 当すると認められたときは、同条の定めるところによる。

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人	事業年度	2023年4月1日
伍八石	エフ・オー・イー・ジャパン	事未干及	~2024年3月31日

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

$(1)_{\underline{}}$	収益の源	、 泉別	の明	細
			ıbə	4

収益源泉の内訳	金額
会員会費	2,513,930 円
寄付金	16,466,949 円
助成金	77,666,562 円
事業収入(自主事業)	3,234,180 円
事業収入(受託事業)	7,027,840 円
受取利息	690 円
為替差益	121,483 円
雑収入	345,891 円
	円
	Э
	円
	円
	Э
	円
合 計	107,377,525 円

(2) 借入金の明細

	借	入	先	 	金	額	
なし					-		円
-							円
							円
							円
							円
	合		計				円

(3) その他

なし			 -	·	
		 	-		

2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引 及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ 第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等			
		23,100,546 円	助成金			
		15,034,750 円	助成金			
		13,938,645 円	共同受託の助成金のうち FoE 分			
		11,778,500 円	助成金			
		2,581,900 円	助成金			

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取 引 内 容 等
		6,161,280 円	健康保険、厚生年金
		3,920,000 円	事業委託費
		3,430,000 円	事業委託費
		2,505,145 円	事業委託費
		2,184,270 円	事業委託費

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ 資産の譲渡(棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	譲渡資産の内容	譲 渡 年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				· 円	
				円	
				円	
				円	·

ロ 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	貸付資産の内容	貸 付年月日	対価の額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	4

ハ 役務の提供 (施設の利用等を含む。)

取引先の氏名等	法人と 関	:の 係	役務の提供の内容	役務の提供年月 日	対価の額	その他の取引条件等
			里山保全活動 の参加費	2023.4.1~ 2024.3.31	1,500 円	参加1回500円を 無料(3回分)
			施設利用料の 受取り	2023.4.1~ 2024.3.31	80,000 円	事務所利用取決め により 1 回 1,000 円×80 回分
			調査・翻訳業 務の委託	2023.4.1~ 2024.3.31	1,033,670 円	業務委託契約によ る
	i				" 円	
					円	
					円	
					円	
		-			円	
					円	

寄附者に関する事項 [④寄附者(役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏	名	寄	附	金	額	受負	頁 年	月日
な	L				円			
					円	·		
			*****		円	, 		
	· · ·				円	· 		
	·			• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	円	· 		
					円			
•					円	· 		
•				·	円	/ 		
					円	 		
					円	. 	· 	
					円			
- 				-	円	. 	· • • • •	
1	·			· • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	 円	. 	· 	
· 					 円		· 	
				'	円		· 	
					円			
							. 	
·		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			円			
·····					円			
					円			
					円			

4 役員等に対する報酬又は給与の状況 [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)、口 給 与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者 (注1) (以下「役員等」という。) に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

- (注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と 特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。
 - ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
 - ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

氏 名	職名	法人との関係(注2)	報酬・給与の 区 分	支給期間等	支 給 金 額
			給与	2023/4/1 ~ 2024/3/31	
			給与	2023/4/1 ~	
			給与	2024/3/31 2023/4/1 ~	
			給与	2024/3/31 2023/4/1 ~	
			•	2024/3/31	·
,	!				
	1.	:			

(注2) 注1の①~④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間 2023 年 4月 1日 ~ 2024年 3月 31日

給	与	を	得	た	職	員	の	総	数	左	記	の	職	員	に	対	す	る	給	与	総	額
								15	人												5 0,	,700,035 円

5 支出した寄附金に関する事項[⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住	所	等	支	出	年,	月日	支	出	金	額	寄	附	の	目	的	
なし											円						_
											円						
			!								円						-
											円						-
											円						-
											円				,		
					• • • • •						円						•
									• • • • •		円		••••				-
		,			• • • •						円						-
					• • • • •						円						-
				1			計				円						-

6 **海外への送金等に関する事項** [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並び にその実施日]

実 施 日	使	途	金額
2023/07/10	年会費		658,996
2023/10/31	寄付金	·	100,000
2024/01/11			1,055,475
2024/01/19	旅費		203,601
2024/01/24		寄付金	786,500
2024/02/06	旅費		1,120,898
2024/03/27		業務委託	2,505,145
		```````	

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 エフ・オー・イー・ジャパン	チェック 欄
	織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること	0

- (1) 役員及びその親族等
- (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- 二 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

		項	目	役員数	最も人数が多い「親族等」の グループの人 数	割 合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法 人の役員又は使用人であ る者及びこれらの者の親 族等」のグループの人数	割 合 (④÷①)
区	分			<u> </u>	2	3	(4)	⑤
a	2023年4月1日~ 31日	~2024	年3月	13人	0人	0%	0人	0%
Ф	年月日~年	月	日	人	人	%	, ,	%
©	年 月 日~ 年	. 月	日	人	人	%	, ,	%
@	年月日~年	. 月	日	人	人	%	Д	%
e	年月日~年	三月	Ħ	人	人 人	%	.	%
Ð	年月日~年	月	日	人	人	%	. 人	%
申	請		時	人	人	%	<u>ل</u>	%

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。
- (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

各社員の表決権が平等である	a	Ф	©	a	e	Ð	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等	はい・・・	はい ・ いいえ	はいいえ	はいいえ	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はいいえ	はい ・ いいえ

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記口の記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、 添付を省略することができます。

項目	a	1 D	©	@	e	Ð	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受け ている	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい	はい	はい	はい
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存 を青色申告法人に準じて行っている	はい・	はい	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい ・ いいえ

建 該当する項目を〇で囲み、監査証明書又は第3表付表2「帳簿組織の状況」を添付してください。

_

項	El .	a	Ф	©	@	e	Ð	申請時
いでない支出がある O不適正な経理の有	i	有·無	有・無	有•無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

		「認定基準等ナエック表」(第3表)記載等	大阪
項	目	記載要領	注 意 事 項
イの各 欄		区分欄の「②~①」の各欄には、実績判定期間の各事業	
		年度(又は各年)を記載します。	
		第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」	·
		及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄		該当する一方を「〇」で囲みます。	「上記を証する書類の名称とその内容
		「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例え	等」欄には証する書類の内容を文言のと
		ば、「定款(又は会則)第〇条に『各正会員の表決権は、	おりに記載します。
		平等なものとする』と規定」のように記載します。	
ハの各欄	-	該当する一方を「〇」で囲みます。	① 「会計について公認会計士又は監査
		なお、「@」から「①」については、イに記載する各期	法人の監査を受けている」の_「はい」
		間 (「②」 から 「①」) を示したものです。	に「〇」した場合には監査証明書を派
			<u>付してください。</u>
			② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及
			び帳簿書類の保存を青色申告法人に準
			じて行っている」の <u>「はい」に「O」</u>
			した場合には、第3表付表2「帳簿組
		,	織の状況」を記載し添付してくださ
			<u> </u>
ニの各欄		該当する一方を「○」で囲みます。	
		なお、「⑧」から「①」については、イに記載する各期	
		間 (「②」 から 「①」) を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。 なお、意図的にその支出先を明らかくこしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役員の状況

第3表付表1

特定非営利活動法人 法人名 エフ・オー・イー・ジャパン	a	(b)	©	@	e	①	申請時
役 員 数	13 人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数	0人	人人	人	人	人	人	Д
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員 又は使用人である者並びにこれらの 者の親族等」のグループの人数	0人	人	人	人	人	人	人

-		·		役員の	内	訳						
								就有	£ 等	の	状	兄
氏 名	住	所	職名	続柄等	a	Э	©	@	(e)	Ð	申請時	就任・退任 年月日
ヘルテン・ラ			理事		0							2001年11月
ンダル・アラ												14 日就任
ン					•							
明日香			理事		 O							2017年6月9
												日就任
伊藤 牧			理事		0						}	2015年6月6
												日就任
大芝 亮			理事		0							2001年11月
												14 日就任
				:								2023年6月9
												日任期満了
佐々木 勝教			理事		0							2017年6月9
,				-		ļ				ļ	ļ	日就任
鈴木 香織			理事		0							2017年6月9
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·												日就任
篠原 ゆり子			理事		0					 		2017年6月9
•												日就任
 都筑 建			理事		0		·					2023年6月9
												日就任
福田健治			理事		0]		2015年6月6
												日就任

f		 	h	١ا	 ۲۱	 	r	۲ا
三柴	淳一	理事	0					2010年6月12
								日就任
満田	夏花	理事	0					2010年6月12
						 		日就任
山根	正伸	理事	0					2015年6月6
								日就任
堀野	明子	理事	0					2017年6月9
						 	;	日就任
原田	公夫	監事	0			 		2010年6月12
			-					日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

法人名 特定非営利活動法人 エフ・オー	ー・イー・ジャパン		
伝 票 又 は 帳 簿 名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
振替伝票、入・出金伝票	単票	随時	10年
現金出納帳	手書きルーズリーフ	毎日	10年
総勘定元帳	会計ソフト (会計王) 使用 ルーズリーフ	随時	10年
仕訳日記帳	会計ソフト(会計王)使用ルーズリーフ	随時	10年
給与台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	毎月	10年
	·		

(記載要領)

- ・「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、「単栗」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・ 「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した内容に変更 がないときは、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 エフ・オー・イー・ジャパン	チェック 欄
	活動に関して次に掲げる基準に適合していること 教活動又は政治活動等を行っていないこと	,0

- 口 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と 当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財 産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの 活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること
- 二 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

f 項	<u> </u>	a	(b)	©	(e	Ð	申請時
宗教の教義を広め、儀式教化育成する活動	を行い、及び信者を	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、 反対する活動	支持し、又はこれに	有·無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若し は政党を推薦し、支持し する活動		有·無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

項目	a	6	©	0	e	Ð	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人 とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に 対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対す る報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役 員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与 の有無	有・無	有•無	有・無	有・無	有·無	有•無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当 該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と 認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する 法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供 与の有無	有·無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事 業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有·無	有∙無	有•無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は 特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の 有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

- ・ 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載 及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及び二)の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名 特定非営利活動法人 エフ・オー・イー・ジャパン チェック欄 5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれ O をその事務所において閲覧させること

- イ 特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等 (個人の住所又は 居所に係る記載の部分を除いたもの)
- ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- 二 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他
- 一定の事項等を記載した書類 へ 助成の実績を記載した書類

-	2.掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きことの事務所において閲覧させることに同意する。		
		する	しなり
※ 阅	覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。 		
	① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿	、社員の	うち10
	以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面)		
イ	② 役員名簿		
	③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し)	いたもの	
	※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除		
D	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書	限 	
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類		
=	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程		
	次の事項を記載した書類		
	① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項		
	② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項		
	③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項		
	・ 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い		
	・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以P	内の親族又	はこれ
	の者と特殊の関係のある者との取引		
朩	④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係		
	人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)(の氏名並び	ドにその
	附金の額及び受領年月日 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況		
	a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(bに係る部分を除く。)		
	b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項		
	⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日	なの事性!	1
	⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びに	ての夫心は	7

- ・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 エフ・オー・イー・ジャパン
1	

認定基準等チェック表 (第6表)

チェック欄 6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第 29条の規定により所轄庁に提出していること 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無 (f) (a) **(D)** (C) **(D) (e)** 有 • 無 有 • 無 有· 無 有 · 無 有 · 無 有 · 無

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの 利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと ○

法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実 その他公益に反する事実の有無

	a			ⓑ			©			@			e			(f)		申	請	時
有	•	無	有	•	無	有	•	無	有	•	無	有	•	無	有	•	無	有	•	無

注・認定基準等チェック表 (第7表) は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及 び添付する必要があります。

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を払 ていること	出した日を	含む事	業年度の	の初日	において	、その設立の日以	後1年を	望える期	間が経	過し	チェック欄
事業任	F度	月	日~	月	Ħ	設立年月日	平成	年	月	日	

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表) は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第 55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人 エフ・オー・イー・ジャパン	チェック相
は1 ロハニュをに 定定役 た例 い し罰 認定国、関国に 大人 単語 関連 は 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当な特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過銀上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日は暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に遺刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から5年力団の構成員等 (は2) 又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人とは地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過しない法人別認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る輸税証明書の添付が必要とに係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	所認定を取り消され 活動法人又は当該性 しないもの から5年を経過しない から5年を経過しな から5年を経過しな でとことにより、 を経過しない法人(証 明書「その4」並び
6 次の イ 暴	いずれかに該当する法人	
	を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定 特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でそ の取消しの日から5年を経過しない者の有無	有・無
	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から 5年を経過しない者の有無	有・無
<i>/</i>	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは 刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に 関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受 けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無	有・無
=	暴力団の構成員等の有無	有・無
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はい・いいえ
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・いいえ
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過 しない法人	はい・いいえ
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を「その4」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を(注1)その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付す(注2)役員報酬規程等提出書には添付不要	添付すること
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はい・いいえ
6	次のいずれかに該当する法人	
1	暴力団	はい・いいえ
П	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・いいえ